

尾島小学校いじめ防止基本方針

第1 目的

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

そこで、本校におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため「尾島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第2 学校の実態把握

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- (2) 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (4) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

授業の時間が児童にとって居心地の良いものをめざし、児童のストレスを減少し、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題を未然に防止する。

- ・すべての児童が授業に参加でき授業場面で活躍できる、わかる授業づくりを進める。
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会をもてる。
- ・互いの授業を見合う、見せ合うことにより、授業中の規律の問題の改善・解決をめざす。
- ・児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を厳にいましめる。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。年間あるいは小学校全体を通じて、社会体験や交流体験の機会を設け、児童が自ら気づく・学ぶ機会とする。

- 学級指導，学級活動，各行事を通し，学級や学年，学校を児童にとっての「居場所づくり」を行う。
- 各教科等や行事の中で児童自らが主体的に取り組む活動の中を通し，自らが社会の一員であることを自覚する「絆づくり」を行う。

3 いじめに関する学習に関する取組

(1) 人権教育の充実

- 日常的に全教育活動を通じ，児童の人権感覚の育成に努め，互いを認め合う集団づくりを行う。
- 人権教育を計画的に行い，児童の人権尊重意識を高める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳教育の年間指導計画において，いじめ防止の基盤となる道徳的価値を洗い出し，いじめに関する学習を重点的に行い，児童のいじめ撲滅への意識を高める。
- 道徳の時間を核に，いじめを許さない心情を育てる。

(3) 学級活動の充実

- 学級活動を通し，いじめを生まない人間関係づくりや互いを認め合う集団づくりを行う。
- いじめを題材とした話し合い活動を行い，児童が，いじめの未然防止や解決方法に気づき，実践できる態度を育成する。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- あいさつ運動を行い，あいさつを通し児童の人間関係づくりを促進する。
- アンケート結果を基に，児童がいじめ問題を主体的に考え，いじめ防止のための話し合い活動や取り組みを支援する。
- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け，いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決め，いじめ防止活動年間計画を作成し，学校全体として統一した取り組みを進める。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

(1) 積極的な情報発信

- 学校だより，学年・学級通信，Webなどの各種便りを通して，児童のようすを保護者に知らせる。
- 地域の区長，民生児童委員等，健全育成に関わる諸団体と情報交換を行い連携を図る。
- 保護者や地域の人と日常的に関係づくりを行い，いじめの発見につながる情報が学校に伝わりやすい雰囲気をつくる。

第4 早期発見の取組

1 児童の些細な変化に気づく取組

(1) 学級での取組

- 朝の健康観察や休み時間の過ごし方などの日常生活を通して児童の変化に気づけるよう意識的に児童のようすに気を配る。
- 生活ノートなど児童と日頃から一人ひとりと交流を行い、気持ちの変化を捉えられるようにする。
- 連絡帳などを通して保護者からの情報提供や相談を受け入れやすい体制をつくる。

(2) 保健室での取組

保健室の来室のようすなどから児童の変化に気づくようにする。

(3) 授業における取組

教科担任、支援隊など学級担任以外に授業に入る教員が児童の変化に気づけるように意識的に日頃から児童のようすをつかむように心がける。

(4) アンケート調査

定期的（毎月）生活アンケートを行い、児童の状況を把握する。

(5) 児童からの情報提供

- いじめを受けている児童が事実を訴えることは正当な行動であることを日常的に指導する。
- 他の児童がいじめにあっていることを報告することはしなければならない義務であり、そのことによって訴えた児童が不利益を被らないことを周知徹底する。
- 保護者、地域と常に連携を図り、学校外における児童の変化に気づき情報提供がなされるようにする。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

- 日頃から些細な児童のようすを話題にし、情報交換を行う習慣を職員間でもつ。
- 児童のようすの変化に気づいたら、学年の他の職員に口頭で伝えるとともに、校内サーバーの「できごと」フォルダにメモを残し、学校全体で情報を共有する。
- 状況に応じて、生徒指導主任が中心となり関係職員を招集し確実に情報の共有を行う。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

いじめと思われる情報を得た場合、次の手順で速やかに対応する。

① 校長，教頭，学年主任，生徒指導主任への連絡

知り得た情報は、些細なものと思われるものであっても、自己判断せずに必ず生徒指導主任に報告し、組織として対応する。

② いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の招集

状況に応じて、校長はいじめ対策委員会を招集し、事態の解決に向けて迅速に対応する。

③ 事実確認

学級担任およびいじめ対策委員の複数で関係する児童から事実確認を行い、いじめの実態を把握する。その際、いじめを受けたと思われる児童やいじめに関与したと思われる児童の人権に配慮し、二次的ないじめに発展しないよう格段の注意を払う。

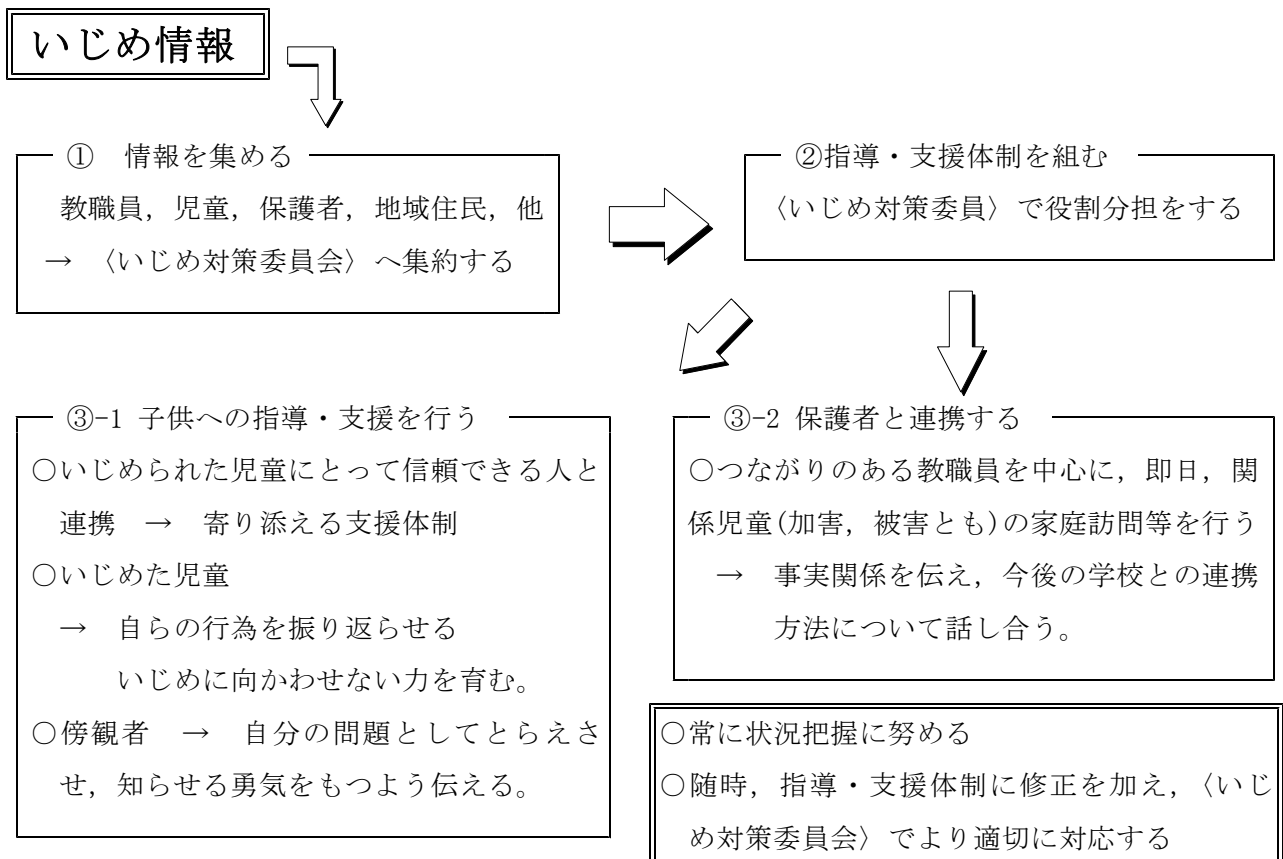
④ 関係諸機関への連絡

事実確認の結果は、校長が太田市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく市教委と連絡を取り、太田警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援

① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなた

が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ⑦ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

3 加害児童、その保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

- ⑤ ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

5 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく市教委と連絡を取り、太田警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

本方針に従っていじめの防止、早期発見、対処等の対策を行う。

2 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年代表、教育相談、養護教諭

3 役割

本方針に決められたことを実行に移す際の中核として、次の役割を担う。

- ・未然防止から対応に至る直接的な事柄を担う
- ・そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修
- ・教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施
- ・計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証
- ・「学校基本方針」の見直し（いわゆるPDCA サイクルで取り組む）

4 役割に応じた対応

- ① 校長・教頭

- 学校基本方針を提示し，組織が機能するようリーダーシップを発揮すること
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成すること
- 学校だよりやWebページ等で，学校がいじめ防止等の取組について情報発信すること

② 教務主任

- 生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など，教育課程の質的な管理を行う。

③ 生徒指導主任

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ，教職員間で共通理解を図る。
- いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- 関係機関との連絡・調整を行う。
- 〈いじめ対策委員会〉をリードする。

④ 学年生徒指導担当

- いじめに関する学年の状況報告，アンケートの集約等を行う。
- いじめ防止活動についての学年の取組みを提案，報告する。

⑤ 教育相談主任

- 教育相談実施状況の報告を行う。
- 気になる児童への対応の提案を行う。
- S Cとの調整役となり，相談計画の提案等を行う。

⑥ 養護教諭

- 保健室における相談状況等の報告を行う。
- 保健室の活用についての提案を行う。

5 年間計画の策定（P D C Aサイクルを関わるものを必ず含む）

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクル期間）

学期を取組についての検証期間とし，年2回（7月，12月学校評価と同時）全職員へのアンケートを行い，取組状況を調査する。調査結果を受け，長期休業中に検証会議を行い，各学期はじめ（5月，9月，1月）に全体研修を行う。

(2) いじめ防止に向けた年間指導計画の策定内容

各教科，道徳，総合的な学習の時間，学級活動，特別活動，各行事における未然防止のための指導計画を策定する。家庭・地域との連携における取組も合わせて計画する。P D C Aサイクル期間に1回は未然防止の取組を行うようにする。

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組（未然防止）

学校における情報モラル教育を進める。

保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

2 早期発見の取組

関係機関と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめに対する措置

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ③ こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等に当たるものとする。」

2 組織としての対応（調査・報告等）

(1) 調査を行うための組織

いじめ対策委員会に学校評議員を加えた〈重大事態調査委員会〉を設置する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対し情報を適切に提供する

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。